

令和4年度 事業戦略等推進事業費補助金2次募集 募集要項

1. 募集目的

県内中小企業者等が経営革新計画、事業戦略、経営計画又はこれらに準ずる事業計画の実現化のために計画に沿って行う取り組みを支援することにより、生産性の向上など企業の継続的な発展につなげ、地域の中小企業等の振興を図ることを目的とする。

2. 募集する事業について

(1) 補助対象者：中小企業者等

※「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する者および中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する者のほか、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合、森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合を含むものとする。

※ただし、以下に該当しない事業であること。

- ① 公序良俗に反する事業
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める事業
- ③ その他申請要件を満たさない事業

(2) 申請要件等

申請にあたっては、下記のいずれかの要件を満たした計画を策定し、その計画に基づいた取り組みであること（申請する取り組みが計画に記載されていること）

- ・中小企業等経営強化法に基づき知事が承認した「経営革新計画」の策定
- ・当センターまたは高知県地産地消・外商課が支援した「事業戦略」の策定
- ・県内商工会または商工会議所が作成を支援し、認定した「経営計画」の策定
- ・その他、これらに準ずる事業計画の策定

(3) 募集事業及び補助上限額等（申請下限額は10万円）

事業区分	申請上限額	申請上限額（※1の場合）	補助率
新事業動向等調査事業	200万円	200万円	1/2 以内
販路開拓事業			
人材養成・人材確保事業			
生産性向上支援事業			
新商品・新技術・新役務開発事業		1,000万円	
海外販路開拓事業（グローバル枠）	200万円	200万円	

※1 当センターが内容を確認した製品企画書（2枚目まで）に基づく事業

3. スケジュール（予定）

・募集期間：令和4年5月30日（月）～6月27日（月）17：00 締切

・審査会：令和4年7月上旬～中旬

・交付決定：令和4年7月下旬

・事業期間：交付決定日～最長1年間

※新商品・新技術・新役務開発事業にエントリーの場合は、当センターの確認済みの製品企画書が必須です。未作成の場合は令和4年6月20日（月）17：00までに製品企画書を提出し確認を受けてください。

※申請書、添付資料等の個別企業の記載内容に関わる質問については、令和4年6月20日（月）17：00まで可能とします。以降は審査の公平性の観点から、一切お答えできません。

※交付決定日以前に着手した経費は補助対象外になります。

4. 応募方法等

（1）応募書類：応募にあたっては下記書類をご提出ください。

【共通（全事業者）】	1. 補助金交付申請書 2. 補助事業の概要（添付様式1） 3. 資金計画書（添付様式2） 4. 申請金額の積算根拠となる見積書、料金表、カタログ等（当該部分を赤枠で囲うこと）の資料（支出経費が30万円以上のものは、同型等のものがないものにおいても、同種、同様の機能のあるものの相見積もりが必要です。ただし、知的財産等の関係で、同様の機能のものが、他に全くない場合は、その趣旨を詳しく記載した選定理由書（任意様式）を可とします。） 5. 県税の納税証明書（ <u>滞納が無いことを証するもの</u> ）※申請日から3か月以内のもの 6. 税外未収金債務の滞納がないことを示す <u>誓約書兼同意書（代表者の自署）</u> 7. 決算書（直近2期分） 8. 定款又は履歴事項全部証明書※証明書は申請日から3か月以内のもの 9. 事業計画（計画が補助期間内の下記いずれかの書類）			
	A＜経営革新計画に基づき申請する場合＞	B＜事業戦略に基づき申請する場合＞	C＜経営計画に基づき申請する場合＞	D＜これらに準ずる事業計画に基づき申請する場合＞
	1. 経営革新計画承認通知書 2. 経営革新計画に係る承認申請書	1. 事業戦略	1. 経営計画認定通知書 2. 経営計画書	1. 策定した計画書
【該当事業者のみ】	＜海外販路開拓事業（グローバル枠）に申請の場合＞ ・海外販路開拓事業（グローバル枠）の概要（添付様式3）			

<p>&lt;販路開拓事業において、展示会等への出展が含まれる場合&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 販路開拓事業の取り組み概要（添付様式4）</li> <li>2. 出展するアイテム等が詳しく分かる資料（A4片面印刷。様式・枚数は任意）</li> <li>3. 出展する展示会の内容が分かる資料（A4片面印刷。様式・枚数は任意）</li> </ol>
<p>&lt;新商品・新技術・新役務開発事業を申請する場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品企画書（200万円上限の場合は①のみ、1,000万円上限の場合は①②）</li> <li>※センターの確認が完了したもの</li> </ul>
<p>&lt;こうちSDGs推進企業登録制度に登録されている場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こうちSDGs推進企業登録制度にかかる登録証（加点項目）</li> </ul>

※各種様式等については当センターHPよりダウンロードしてください。

当センターHP ⇒ [https://joho-kochi.or.jp/center/kochisangyokikin\\_2021.php](https://joho-kochi.or.jp/center/kochisangyokikin_2021.php)

## (2) 受付方法

- ・「事業戦略等推進事業費補助金 交付要領」「令和4年度 事業戦略等推進事業費補助金2次募集 募集要項」及び「令和4年度版 事業戦略等推進事業費補助金運用の手引き」を読んだ上で、補助金の趣旨、内容に沿った申請をしてください。
- ・申請は「申請フォーム」からのみになりますので、電子メール、郵送、持ち込み、FAX等での受け付けは行いません。（添付資料を含む）
- ・必要書類に不備がある場合は、申請の一部または全部を受理することができません。

## 5. 審査の実施

- ・審査会において申請企業によるプレゼンテーション及び質疑応答を原則として実施し、採択者を決定します。

## 6. 審査の視点

審査においては、下記の5つの視点から総合的に評価を行います。

- (1) 各計画と補助事業との整合性：経営革新計画、事業戦略、経営計画等各計画対しての課題の把握と解決方法が適切で、効果的な取り組みか。
- (2) 市場性・成長性：ターゲットとする市場や顧客が明確か、製品や手法等はニーズに沿ったものになっているか。
- (3) 実現可能性：取組体制や事業スケジュール、財務計画は適切か。
- (4) 地域活性化への波及効果：地域経済等に好影響を与えるものか。
- (5) 事業経費の妥当性：事業経費が適切に見積もられているか。

下記の4項目において加点する場合があります。

- (1) 初めて本事業を活用する。
- (2) 製品や取り組み等が新規性、革新性がある。競合他社に対して優位性がある、差別化されている。

る。

(3) こうち SDGs 推進企業登録制度の登録事業者

(4) 下記のいずれか

- ・外国人材活用して海外展開への取り組みを行う
- ・概ね5年以内に海外拠点の確立（拡充）を行う
- ・新たに海外への販路開拓の取り組みを行う（過去3年間、海外への売上実績がない）

※ただし、当センターが内容を確認した製品企画書(2枚目まで)に基づく事業(上限1,000万円事業)の場合は(2)については、通常の審査項目として採点します。

## 7. 審査結果について

審査結果は申請者に文書で通知します。また、採択結果（採択事業者名、事業計画名、採択者数等）を当センターHPにて公表します。

## 8. スケジュール（予定）

- ・審査会：令和4年7月上旬～中旬
- ・交付決定：令和4年7月下旬

※交付決定日以前に着手した経費は補助対象外になります。

(参考) 次回の募集スケジュール

- ・令和4年度3次募集：令和4年8月中旬～9月中旬募集 10月上旬審査会 10月中旬交付決定

※予算状況によっては募集内容等が変更になる場合があります。（4次募集については実施も含め未定です）

## 9. その他（注意事項等）

- ・提出された書類等は返却しません。
- ・申請時点において、他の補助制度等の採択を受けている場合、同一の内容についての申請はできません。
- ・採択者は、採択後5年程度事業の進捗確認や調査等に協力していただきます。
- ・補助事業については、事業者が主体的に取り組む性質のもので、事業計画や交付申請書（添付資料を含む）実績報告書の作成代行（作成支援は除く）や事業の執行代行が含まれる場合は、全ての事業が補助対象になりませんので、ご注意ください。
- ・本募集要項、その他規程等に違反した場合は、交付決定の取り消しや、補助金の返還を命じられることがあります。

## 10. お問い合わせ先

〒781-5101 高知市布師田 3992-2

公益財団法人高知県産業振興センター 経営支援部 経営支援課

[TEL] 088-845-6600 [FAX] 088-846-2556

[E-mail] [kigyousinkou@joho-kochi.or.jp](mailto:kigyousinkou@joho-kochi.or.jp)

[HP] <http://www.joho-kochi.or.jp/>